

1 趣旨

この取扱いは、[東京工業大学大学院学則\(平成23年学則第4号。以下「大学院学則」という。\)](#)第22条第3項の規定に基づき、東京工業大学(以下「本学」という。)大学院の学生が、本学大学院の教育課程の一環として留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

2 出願手続

次に掲げる留学を志望する学生は、指導教員及びコース主任の承認を得た上で、所定の海外渡航届及び留学願を提出することにより、学長に願い出るものとする。留学願については、留学を志望する大学等からの留学を承諾する旨の証明書又はそれに相当する書類(以下「関係書類」という。)を添付するものとする。ただし、別に定める留学(以下「特定留学」という。)を願い出る場合には、関係書類の添付を省略することができる。

一 次に掲げる留学のうち、海外における滞在期間が31日以上のもの

イ 本学で募集する留学プログラムによる留学

ロ 授業の一環での国外活動

ハ 出張を除く研究活動・フィールドトリップ等

ニ 本学以外の機関が募集する留学プログラムによる留学

二 海外の大学への留学(当該大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定する予定のものに限る。)

三 その他この取扱いの規定による手続きが特に必要な留学として、指導教員及びコース主任が認めたもの

3 留学許可

学長は、前項の留学の願い出があった場合において、教育・研究上有益と認めるときは、教授会の議を経て、これを許可する。ただし、学長は、特定留学の願い出があった場合には、教授会の議を経ることなく、これを許可することができるものとする。この場合においては、留学の許可について、教授会に報告するものとする。

4 留学期間

一 修士課程又は専門職学位課程の学生の留学(前項の許可を受けたものをいう。以下同じ。)の期間は、[大学院学則第6条](#)に規定する標準修業年限内において、通算して1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、通算して1年6月を超えない範囲内で許可することがある。なお、留学の期間を許可することにより、在学期間が標準修業年限を超える場合にあっては、学長が特に教育・研究上有益と認める場合に限り、当該留学を許可するものとする。

二 博士後期課程の学生の留学の期間は、通算して1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することがある。

5 学位申請時の理由書の添付

前項第1号ただし書の規定に基づき1年を超えて留学した学生については、学位申請の際、指導教員が作成した留学の目的及びその成果が学位取得に寄与することの説明書を付すものとする。

6 留学終了の報告

学生は、留学の期間が終了したときは、速やかに留学終了報告書に留学した大学等が発行する学修の成果に関する証明書を添えて、学長に報告しなければならない。

7 単位認定の手続

学生が留学の期間終了後に留学中に履修した授業科目の単位の認定を申し出た場合の単位の認定は、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める教員が確認の上、コース担当教員会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

一 留学中に履修した授業科目を本学が開設する授業科目として単位を認定する場合 当該学生の指導教員及び当該授業科目の授業担当教員

二 留学中に履修した授業科目を本学が開設する授業科目とせずに単位を認定する場合 当該学生の指導教員

8 認定授業科目の成績表示

単位が認定された授業科目の成績証明書における表示は、「認定」とする。

9 その他

この取扱いに定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平24.1.6)

この取扱いは、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平28.3.4)

1 この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に本学の大学院研究科に在学する者(平成28年4月1日以後に大学院研究科に再入学及び転入学する者を含む。)に対する改正後の東京工業大学大学院学生の留学に関する取扱いについての規定の適用については、第2項及び第7項中「コース担当教員会議」とあるのは「専攻教員会議」とする。

附 則(平29.6.2)

この取扱いは、平成29年6月2日から施行する。

附 則(平30.7.6)

この取扱いは、平成30年7月6日から施行する。

附 則(令4.4.8)

この取扱いは、令和4年4月8日から施行し、改正後の東京工業大学大学院学生の留学に関する取扱いについての規定は、令和4年4月1日から適用する。